

# 議会だより

## 平成22年 6月高梁市議会 (定例)

### 主な内容

- 6月定例会・主な議案 …………… 2
- 一般質問 …………… 3～9
- 委員会報告のあらまし …………… 10～11
- お知らせ・編集後記 …………… 12

### 【成羽愛宕大花火】

300年の歴史と伝統を持つ成羽愛宕大花火。2,000発の打ち上げ花火が夏の夜空を彩り、勇壮華麗な仕掛け花火は中四国最大規模と言われ、今年も多くの観客を魅了しました。

また備中神楽の上演も行われました。

平成22年6月高梁市議会（定例）は、6月10日から29日まで開催され、市長提出の議案15件のうち、2件については報告を受け、残り13件すべてを承認、可決しました。

また、16日、17日と行われた一般質問では、12名が33項目にわたって市政について質問しました。

市民団体などから議会に寄せられた請願、陳情については、継続審査を含む請願4件、陳情2件のうち、1件を採択、4件を不採択、1件を継続審査とし、議員発議の議案1件を原案のとおり可決しました。

以下主な議案について概略を説明します。

# 平成22年 6月 定例議会

## 主な議案の概要

### 子育て世代の支援に向けた条例を可決 子ども医療費給付の拡充・子育て支援センター設置など

#### ●高梁市営地域優良賃貸住宅条例

津川町今津（JR木野山駅横）に建設されている子育て世代向けの市営住宅（2戸）の入居資格・家賃等を規定するもので、同居者に18歳未満の者がいる者を入居条件とし、家賃は月額6万8000円とするものです。

家賃が高すぎるのではないかとという意見が出ましたが、執行部から住宅建設費や同規模（3LDK）の民間住宅家賃を考慮し家賃を定めたとの答弁を受け全会一致で可決しました。

なお、入居者の募集は9月に行う予定です。

#### ●高梁市乳幼児等医療給付に関する条例の一部を改正する条例

子どもの医療費給付の対象を従来の小学6年までから、満18歳の年度末まで拡充す

#### 公営企業法の全部適用とは

現在高梁市国民健康保険成羽病院は、地方公営企業法の一部を適用し、特別会計を設けて運営していますので、予算の作成や人事権限は市長にあります。公営企業法の全部を適用することで、市長が任命する事業管理者に、職員の任免や予算原案の作成など病院経営の実質的な権限を付与することができます。

多くの公立病院が全部適用に移行しているのは、病院事業を独立させ、責任の明確化や意思決定の迅速化を図るためとしています。

るため（実施は10月より）条例改正を行うもので、全会一致で可決しました。

医療費の給付を18歳まで拡充したのは、県下27自治体のなかで、高梁市と美咲町のみとなっています。

※18歳以下であっても婚姻している場合は給付対象とはなりません。

#### ●高梁市子育て支援センター条例

子育て相談や子育て家庭の交流促進を図るため、伊賀町（順正学園内）に高梁市子育て支援センターを設置する条例です。

就学前の児童及び保護者や子育て支援に関心のある者が無料で利用できるもので、全会一致で可決しました。

#### ●高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成21年度の一般被保険者医療費（費用額）が一人当たり約39万3000円（対前年度比5%の増）となるなかで、一昨年から経済の低迷から所得割算定基礎額が一人当たり約4万2000円減少となっていることから、平成22年度の一般被保険者の国保税率の引き上げを行うものです。

財政調整基金をさらに繰り入れ、税率を据え置くべきだとの意見もありましたが、執行部から今後も同様な傾向が続くと予測され、中長期的視点から財政調整基金約2億4800万円繰り入れ、保険税の負担増

を極力抑制しているとの答弁があり賛成多数で可決しました。

#### ●岡山県高梁市立高等学校条例の一部を改正する条例

国の公立高校授業料無償化を受け市立高等学校の授業料を無料にするための条例で、具体的には附則に平成22年度以降の授業料については、当分の間、納付を要しないものとする項を加えるもので、全会一致で可決しました。

#### ●平成22年度高梁市一般会計補正予算(第2号)

平成22年度高梁市一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ32227万6000円を追加し、総額219億2221万3000円とするものです。

主な歳出は、1521万7000円を3月の雪害における対策として、683万2000円を朝霧温泉「ゆ・ら・ら」の維持管理費用（7月・8月・9月分）に充てるもので、一般質問も含め多くの質問、意見が出されましたが賛成多数で可決しました。

#### ●高梁市国民健康保険成羽病院顧問の設置に関する条例

平成24年9月開院に向け改築が進められている成羽病院に、国立病院機構岡山医療センター名誉院長である青山興司先生を顧問に委嘱し、専門的な立場から指導助言を受けるための条例で、全会一致で可決しました。

なお任期は、成羽病院が公営企業法の全部適用に移行するまでの間（来年3月末まで）となっています。